



栃木県公報

令和元（2019）年
6月28日（金）
号 外
第 7 号

目 次 規 則

○災害救助法施行細則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第四百号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年六月二十八日

栃木県知事 福田 富一

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年栃木県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十二条 略</p> <p>(災害救助事務)</p> <p>第十三条 法第十八条第一項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、別表第三のとおりとする。</p> <p>別表第一（第二条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(一) 避難所</p> <p>1 略</p> <p>2 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設置その他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>3 4 略</p> <p>5 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>6 略</p> <p>(二) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自</p>	<p>第十二条 略</p> <p>別表第一（第二条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(一) 避難所</p> <p>1 略</p> <p>2 3 略</p> <p>4 避難所を設置する際において、冬期（十一月～三月）であるときは、別に定める額を加算する。</p> <p>5 略</p> <p>(二) 応急仮設住宅</p> <p>1 応急仮設住宅を供与される者は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家が</p>

らの資力をもつてしては住家を得ることのできないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

1 建設型仮設住宅

イ 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

ロ 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、五、六一〇、〇〇〇円以内とする。

ハ 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、五十戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

ニ 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。

ホ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ヘ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までの期間とする。

ト 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う建設型仮設住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。

2 借上型仮設住宅

イ 借上型仮設住宅の一戸あたりの規模は、世帯の人数に応じて1のロの規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主

ない者であつて、自らの資力をもつてしては、住家を得ることのできない者とする。

2 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二九・七平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、二、六二二、〇〇〇円以内とする。

3 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、当該施設の一施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、別に定める。

4 老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

5 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することがある。

6 応急仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

7 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限(最高二年以内)とする。

九、八〇〇円 一一、八〇〇円 一八、一〇〇円 二一、五〇〇円 二七、一〇〇円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一 (第二条関係) 救助の程度、方法及び期間</p> <p>一 五 略</p> <p>六 被災した住宅の応急修理</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 住宅の応急修理のため支出する費用は、一世帯当たり五八四、〇〇〇円以内とする。</p> <p>(四) 略</p> <p>七 略</p> <p>八 学用品の給与</p> <p>(一) 学用品の給与は、<u>住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、学用品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、</u>就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。</p> <p>1 略</p> <p>2 文房具費及び通学用品費</p> <p>イ 小学校児童にあつては、一人当たり、<u>四、四〇〇円</u></p> <p>ロ 中学校生徒にあつては、一人当たり、<u>四、七〇〇円</u></p> <p>ハ 高等学校等生徒にあつては、一人当たり、<u>五、一〇〇円</u></p> <p>(四) 略</p> <p>九 略</p> <p>十 埋葬</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 埋葬のため支出する費用は、一体当たり大人<u>二二一、三〇〇円</u>以内、小人(満十二歳に満たない者をいう。) <u>一六八、九〇〇円</u>以内とする。</p> <p>(四) 略</p> <p>十一 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上</p>	<p>別表第一 (第二条関係) 救助の程度、方法及び期間</p> <p>一 五 略</p> <p>六 被災した住宅の応急修理</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 住宅の応急修理のため支出する費用は、一世帯当たり五六七、〇〇〇円以内とする。</p> <p>(四) 略</p> <p>七 略</p> <p>八 学用品の給与</p> <p>(一) 学用品の給与は、<u>災害により学用品を喪失し、又は毀損して、</u>就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。</p> <p>1 略</p> <p>2 文房具費及び通学用品費</p> <p>イ 小学校児童にあつては、一人当たり、<u>四、二〇〇円</u></p> <p>ロ 中学校生徒にあつては、一人当たり、<u>四、五〇〇円</u></p> <p>ハ 高等学校等生徒にあつては、一人当たり、<u>四、九〇〇円</u></p> <p>(四) 略</p> <p>九 略</p> <p>十 埋葬</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 埋葬のため支出する費用は、一体当たり大人<u>二〇八、七〇〇円</u>以内、小人(満十二歳に満たない者をいう。) <u>一六七、〇〇〇円</u>以内とする。</p> <p>(四) 略</p> <p>十一 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上</p>

費
(一) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

- 1 被災者の避難に係る支援
- 2 ～ 7 略

(二)・(三) 略

十二 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(一)・(二) 略

(三) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均額が一三五、四〇〇円以内とする。

(四) 略

別表第二(第八条関係)

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者法第七条第五項の規定による実費弁償の限度(日当、超過勤務手当、費用弁償)

職 種	日 当	超過勤務手当 (一時間当たり)	費用 弁償 額
医 師			略
歯科医師	一一、九〇〇円	四、三八〇円	
薬剤師			
診療放射線技師			
臨床検査技師	一六、〇〇〇円	三、二〇〇円	
臨床工学技士			
歯科衛生士			
保健師			
助産師			
看護師	一五、七〇〇円	三、一四〇円	
准看護師			
救命士	一四、二〇〇円	二、八四〇円	
救急士			
土木技師			
術者	一五、五〇〇円	三、一〇〇円	

費
(一) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

- 1 被災者の避難
- 2 ～ 7 略

(二)・(三) 略

十二 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(一)・(二) 略

(三) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、一世帯当たり一三四、三〇〇円以内とする。

(四) 略

別表第二(第八条関係)

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者法第七条第五項の規定による実費弁償の限度(日当、超過勤務手当、費用弁償)

職 種	日 当	超過勤務手当 (一時間当たり)	費用 弁償 額
医 師			略
歯科医師	一三、六〇〇円	四、七二〇円	
薬剤師			
診療放射線技師			
臨床検査技師	一五、八〇〇円	三、一六〇円	
臨床工学技士			
歯科衛生士			
保健師			
助産師			
看護師	一五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	
准看護師			
救命士	一四、三〇〇円	二、八六〇円	
救急士			
土木技師			
術者	一六、一〇〇円	三、二二〇円	

建築技		
術者		
大工	二六、〇〇〇円	五、二〇〇円
左官	二六、七〇〇円	五、三四〇円
とび職	二四、〇〇〇円	四、八〇〇円

(二) 略

建築技		
術者		
大工	一三、六〇〇円	四、七二〇円
左官	一四、三〇〇円	四、八六〇円
とび職	一一、九〇〇円	四、三八〇円

(二) 略

別表第三(第十三条関係)

救助事務費

(一) 救助事務費に支出する範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- 1 超過勤務手当
- 2 賃金職員等雇上費
- 3 旅費
- 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
- 5 使用料及び賃借料
- 6 通信運搬費
- 7 委託費

(二) 各年度において、(一)の救助事務費に支出する費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る(一)の1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の1から7までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から7までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- 1 三千万円以下の部分の金額 百分の十
- 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額 百分の九
- 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額 百分の八
- 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額 百分の七
- 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額 百分の六
- 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額 百分の五
- 7 五億円を超える部分の金額 百分の四

(三) (二)の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第一に規定する救助の実施のため支出した費用及び別表第二に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項において準用する法第五条第三項に規定する損失補償

に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第二の（一）の項の表（医師及び歯科医師、救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分に限る。）の規定を除く。）は、平成三十一年四月一日から適用する。

（危機管理課）